

政務活動費連絡会記録

1 開催日時 令和6年11月18日(月) 11:11~11:22

2 開催場所 新庁舎8階 議会中会議室

3 出席者

(1) 出席議員

座長 新堀 史明

委員 田中 信次、武田 翔、山口 美津夫、栄居 学、菅原 あきひと、佐藤 けいすけ、
藤井 深介、松川 正二郎

(2) 議会局出席者

局長 浦邊 哲、副局長兼総務課長 山田 修、管理担当課長兼副課長 山崎 智之
経理課長 奥澤 陽一、参事兼議事課長 井上 実、政策調査課長 林 弘幸

4 議題

政務活動費のあり方の検討について

5 会議記録

(新堀座長)

ただ今から政務活動費連絡会を開会いたします。

本日の議題は、お手元の会議次第のとおり、「政務活動費のあり方の検討について」であります。

本日は、今年度の検討事項のうち、「5 県外及び国外における調査研究を実施した場合の提出書類の取扱い」から「7 支出に係る証拠書類等の取扱い」について、協議を行いたいと思います。

それでは、お手元の資料をご覧ください。

表の右側の「方向性」の欄が空白になっておりますので、各検討事項に係る「方向性」について、各会派のお考えをご発言いただきたいと思いますと考えております。

はじめに、この検討事項5から検討事項7の現行の取扱い又は現状等について、議会局から説明をお願いいたします。

(奥澤経理課長)

それでは、ご説明させていただきます。

まず、「検討事項5 県外及び国外における調査研究を実施した場合の提出書類の取扱い」についてでございます。

本県議会の「政務活動費の指針」におきましては、県外及び国外において宿泊を伴う政務活動を実施した場合は、当該政務活動に係る報告書を作成し、保存するとともに、「政務活動費(県外・国外)支出票」を支出伝票等に添付するものとしております。

「政務活動費(県外・国外)支出票」の様式につきましては、お手元の参考資料1をご覧ください。

今回は、宿泊を伴わない日帰りの県外等での調査研究においても、この「政務活動費（県外・国外）支出票」を議長提出書類とすることについて検討するものでございます。

なお、お手元の参考資料2にありますように、職員の旅費の取扱いでは、東京23区等への出張については、県内旅行として取扱うものとされています。

次に、「検討事項6 領収書その他証拠書類の添付方法」についてでございます。

これはまず、支出伝票にレシート等を添付する際には、購入物品の内訳等を切り離すことなく提出する取扱いとすることについて検討するものでございます。

具体的には、お手元の参考資料3をご覧ください。

これは、事務用品として購入し、政務活動費として計上したケースですが、2枚目に領収書の例を記載しております。

これは、本来であれば左側のようにレシートに購入した内訳が記載されており、政務活動費で計上した事務用品が分かりますが、右側のように、レシートの下部を切り離したものを添付している場合は、購入物品の内訳等が分からなくなっております。

また、他にも領収書に「御品代」とだけ書かれていて、購入物品の内訳の記載がない場合がありますが、こうした場合に、政務活動費で購入した全ての物品の品名、購入金額及び購入数を支出伝票の備考欄に記載する取扱いとすることについて検討するものでございます。

最後に、「検討事項7 支出に係る証拠書類等の取扱い」についてでございます。

これは、証拠書類として、通帳の写しとクレジットカードの内訳明細書の両方を添付するケースなどがあるため、クレジットカードの内訳明細書のみ提出とするなど提出書類の整理を検討するというものでございます。

具体的なケースとしては、参考資料4をご参照願います。

参考資料4では、1枚目の支出伝票に通帳の表面とクレジットカードで引き落とされた際の記帳内容が添付されており、2枚目に「クレジットカードご利用明細書」が添付されております。

証拠書類として、通帳の写しとクレジットカード利用明細の両方が添付されており、政務活動費の指針上の取扱いでは、「クレジットカードの使用に伴い、カード会社が発行する支払案内書及び利用明細書等は、支出に係る証拠書類等とすることができるものとする。」と規定されておりますので、このケースでは、添付された証拠書類のうち「クレジットカード利用明細書」のみでも証拠書類とすることができます。

私からの説明は以上でございます。

(新堀座長)

お聞きのとおりであります。

このことにつきまして、質問等がある方はどうぞ。

(田中委員)

1つだけよろしいでしょうか。

参考資料3のレシートの切り離すケースの資料で、レシートに販売員の名前が出ているが、こういったものは、個人情報に係わるのでマスクング等するのでしょうか。

(奥澤経理課長)

ご指摘のように、この部分については議会局においてマスクングします。

会派あるいは議員から提出いただいた段階では、このような状態ですが、個人情報につ

きましてはすべてマスクングの対応をしております。

(田中委員)

もしかしたら、レシートを切っている方は、個人情報の関係で切っているのかもしれませんが、これも議員の皆さんに、個人情報はマスクングで担保されることを伝えないと、この件は成立しないように思いましたので、その趣旨で質問を行いました。

(新堀座長)

他に、何かご発言はありますでしょうか。

(なし)

(新堀座長)

それでは、まず、「5 県外及び国外における調査研究を実施した場合の提出書類の取扱い」ですが、このことについて、各会派のご意見等を伺いたと思います。

(田中委員)

日帰りでの県外での調査研究についても、「政務活動費（県外・国外）支出票」を議長に提出することで政務活動費の透明性がより高まると、我々は考えています。

ただ、県外に出れば必ず「政務活動費（県外・国外）支出票」を作成しなければいけないという取扱いでは、膨大な資料になることから、事務も煩雑になってしまうことも考えられます。

そこで、県職員の旅費の取扱いに合わせて、政務活動費による県外・国外での視察等においては、日帰りの都内 23 区などでの視察等については、県内での視察と同様の取扱いとし、それ以外については、すべからく「政務活動費（県外・国外）支出票」を議長に提出することにするとよいと、我が会派は考えています。

(菅原委員)

「5 県外及び国外における調査研究を実施した場合の提出書類の取扱い」につきましましては、日帰りの県外調査を行った場合でも、「政務活動費（県外・国外）支出票」を記載する方が、より透明性を高めることにつながることは間違いないと考えています。

しかし、我が会派でも県庁に登庁する際、経路中に県外に出てしまう議員がいるなど、取扱いが難しい部分もあると考えています。

そのため、県職員の旅費の取扱いに合わせて、東京 23 区や近接地域は県内扱いとし、それ以外について支出票を添付することがよいと我が会派は考えています。

(佐藤委員)

県外・国外の調査研究について、踏み込んだことは良いことだと思います。

透明性を高めるためにも必要だと考えます。

先行会派でもおっしゃっている近接地域について、都内 23 区など県内と同様という扱いについて、その方向性でよいと思います。

(藤井委員)

先行3会派の考えと同趣旨ですので、よろしくをお願いします。

(松川委員)

我々も先行会派と同じ考えです。

(新堀座長)

それでは、次に、「6 領収書その他証拠書類の添付方法」ですが、このことについて、各会派のご意見等はいかがでしょうか。

(田中委員)

先ほど質問もしましたが、公開されることを考えて、個人情報部分を気を使って切るというケースもあると考えられます。

しかし、そこは質疑において、事務局でマスキングしているということが確認できましたので、領収書及びレシートについては、購入物品の内訳・金額等を切り離すことなく、議長に提出することでよいと思います。

また同様に、領収書の購入物品の内訳などの記載がない場合は、支出伝票の備考欄等に購入物品等すべての内訳等を記載する取扱いとした方がよいと考えます。

そういったことを、指針に明記するとよいと我が会派は考えています。

(菅原委員)

「6 領収書その他証拠書類の添付方法」は、領収書やレシートの取扱いについて、内訳などの記載がない場合、備考欄にすべての購入物品の記載をするなど、より透明性を高める取扱いにしたほうが良いと我が会派は考えています。

(佐藤委員)

同様です。

(藤井委員)

同様です。

(松川委員)

同様です。

(新堀座長)

お聞きのとおりです。

次に、「7 支出に係る証拠書類等の取扱い」ですが、このことについて、各会派のご意見等はいかがでしょうか。

(田中委員)

通帳の写しとクレジットカードの明細書の両方を添付することは、支払いの流れが明確になるという意味ではよいことであるとは思いますが、そもそもクレジットカードの明細書は、当事者ではなく第三者が発行しているものであり、それのみでも、かなり透明性は高いと思います。

一方で、提出書類を整理して、議員と議会局双方の事務作業の効率化を図る必要もあると思いますので、両方添付している場合は、通帳の写しとクレジットカードの明細書のいずれか一方でよいということを知らない場合もあるかと思しますので、その点については丁寧に指針に明記したらどうかと考えます。

ただし、その場合に、購入したものの内訳が確認できない場合は、指針の記載どおり、支払対象及び内訳が確認できる書類を併せて添付するか、支出伝票の備考欄等に支払対象及び内訳を記載する必要はあると考えています。

(菅原委員)

我が会派は、通帳の写しとクレジットカードの写しについては、どちらか一方で良いと考えています。

現在でもそのように対応できていますが、改めてそのように指針に明記すべきではないかと考えています。

(佐藤委員)

同じ意見です。

(藤井委員)

事務作業効率化のために是非お願いしたいと思います。

(松川委員)

同様です。

(新堀座長)

お聞きのとおりでございます。

それでは、この際、前回までの連絡会においてご協議いただいた検討事項も含めて、他にご発言のある方はお願いします。

(なし)

(新堀座長)

これまで、各会派のお考えを伺ったところですが、各検討事項について、一定の方向性が得られたように思われます。

については、次回連絡会では、これまでに各会派からいただいたご意見を踏まえ、今年度の検討事項について、当連絡会としての方向性の座長案をお示ししたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

私からは以上でございますが、この際、他に何かありますでしょうか。

(なし)

(新堀座長)

特にないようですので、以上で、本日の日程は終了いたしました。

次回の政務活動費連絡会は、11月25日月曜日、議案説明会終了後に開催いたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、開催通知につきましては、ただ今ご出席の皆様には、省略させていただきたいと思っておりますので、ご了承願います。

それでは、政務活動費連絡会を閉会いたします。

お疲れ様でした。